

新旧対照表(測量業務共通仕様書)

条	項	号	見出し	現行条文	条	項	号	見出し	新条文
103			受注者の義務	受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。	103			受発注者の責務	受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
109	5		主任技術者	新規追加	109	5		主任技術者	主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
111	3		提出書類	受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、書面により監督職員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。 なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。	111	3		提出書類	受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は3名までとする）。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。 なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。
112	5		打合せ等	新規追加	112	5		打合せ等	監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」「ウィークリースタンズ」に努める。
115	3		関係官公庁への手続き等	新規追加	115	3		関係官公庁への手続き等	受注者は、測量法第十四条（実施の公示）、第二十一条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第二十三条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第三十七条（公共測量の表示等）、第四十条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督職員に提出しなければならない。また、規程第15条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。
116	5		地元関係者との交渉等	受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて、変更するものとする。	116	5		地元関係者との交渉等	受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、監督職員の指示に基づいて、変更するものとする。
118	3-1		成果品の提出	受注者は、国土交通省の定める「土木設計業務等の電子納品要領（案）」及び「測量成果電子納品要領（案）」（以下、「要領」という）に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で正、副の2部提出する。	118	3-1		成果品の提出	受注者は、国土交通省の定める「土木設計業務等の電子納品要領（案）」及び「測量成果電子納品要領（案）」（以下、「要領」という）に基づいて作成した電子データを電子媒体で正、副の2部提出する。
127	1	2	受注者の賠償責任	契約書第39条に規定する瑕疵責任にかかる損害	127	1	2	受注者の賠償責任	契約書第39条に規定する契約不適合責任にかかる損害

新旧対照表(測量業務共通仕様書)

条	項	号	見出し	現行条文	条	項	号	見出し	新条文
129	2		再委託	受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承認を必要としない。	129	2	再委託	契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」はコピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成、その他特記仕様書に定める事項とする。	
136	1		行政情報流出防止対策の強化	受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。	136	1	行政情報流出防止対策の強化	受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第113条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。	
137	1		滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について(「不当介入に関する通報制度」の徹底について)	請負者(請負人または受注者)は、暴力団員等(暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。)による不当介入(不当な要求または業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。	137	1	滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について(「不当介入に関する通報制度」の徹底について)	受注者は、暴力団員等(暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。)による不当介入(不当な要求または業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。	
	2			請負者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、請負者は、以上のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。		2		受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。	
	3			請負者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。		3		受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。	
138				新規追加	138		保険加入の義務	受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	

新旧対照表(地質・土質調査業務共通仕様書)

条	項	号	見出し	現行条文	条	項	号	見出し	新条文
103			受注者の義務	受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。	103			受発注者の責務	受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
108	5		主任技術者	新規追加	108	5		主任技術者	主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
110	3		提出書類	受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、書面により監督職員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。 なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。	110	3		提出書類	受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は3名までとする）。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。 なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。
111	4		打合せ等	新規追加	111	4		打合せ等	監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」「ウイークリースタンス」に努める。
115	5		地元関係者との交渉等	受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。	115	5		地元関係者との交渉等	受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、監督職員の指示に基づいて、変更するものとする。
117	3-1		成果品の提出	受注者は、国土交通省の定める「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」（以下、「要領」という）に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で正、副の2部提出する。	117	3-1		成果品の提出	受注者は、国土交通省の定める「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」（以下、「要領」という）に基づいて作成した電子データを電子媒体で正、副の2部提出する。
126	1	2	受注者の賠償責任	契約書第39条に規定する瑕疵責任にかかる損害	126	1	2	受注者の賠償責任	契約書第39条に規定する契約不適合責任にかかる損害
128	2		再委託	受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては発注者の承諾を必要としない。	128	2		再委託	契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成、その他特記仕様書に定める事項とする。
135	1		行政情報流出防止対策の強化	受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。	135	1		行政情報流出防止対策の強化	受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第112条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

新旧対照表(地質・土質調査業務共通仕様書)

条	項	号	見出し	現行条文	条	項	号	見出し	新条文
136	1		滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）	請負者（請負人または受注者） は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。	136	1	滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）	受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。	
	2			請負者 は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、 請負者 は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。		2		受注者 は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、 受注者 は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。	
	3			請負者 は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。		3		受注者 は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。	
137				新規追加	137		保険加入の義務	受注者 は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	

新旧対照表(土木設計業務等共通仕様書)

条	項	号	見出し	現行条文	条	項	号	見出し	新条文
1102	29		用語の定義	新規追加	1102	29		用語の定義	「提示」とは、受注者が監督職員または検査職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
1103			受注者の義務	受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。	103			受発注者の責務	受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
1107	7		主任技術者	新規追加	1107	7		主任技術者	管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
1108	1		照査技術者及び照査の実施	新規追加	1108	1		照査技術者及び照査の実施	受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。 詳細設計においては、成果物をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という）を原則として実施する。 なお、赤黄チェックの資料は、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
	5			新規追加		5			照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎に照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書として取りまとめるものとする。
	7			新規追加		7			照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
1108の2	5		技術者の資格要件等	管理技術者の重複業務数は500万円以上の県発注実質（一時中止等を除く）業務3件までとする。	1108の2	5		技術者の資格要件等	管理技術者の重複業務数は500万円以上の県発注実質業務（現場技術業務および一時中止中の業務等を除く）3件までとする。
1110	3		提出書類	受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、書面により監督職員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。 なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。	111	3		提出書類	受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。（担当技術者の登録は3名までとする）。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。 なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

新旧対照表(土木設計業務等共通仕様書)

条	項	号	見出し	現行条文	条	項	号	見出し	新条文
1111	4		打合せ等	新規追加	1111	4		打合せ等	監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」「ウィークリースタンス」に努める。
1112	2		業務計画書	なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。	1112	2		業務計画書	なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。
1115	5		地元関係者との交渉等	受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。	1115	5		地元関係者との交渉等	受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、監督職員の指示に基づいて、変更するものとする。
1117	4		成果物の提出	受注者は、国土交通省の定める「土木設計業務等の電子納品要領(案)」(以下、「要領」という)に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R)で正、副の2部提出する。	1117	4		成果物の提出	受注者は、国土交通省の定める「土木設計業務等の電子納品要領(案)」(以下、「要領」という)に基づいて作成した電子データを電子媒体で正、副の2部提出する。
1126	1	2	受注者の賠償責任	契約書第39条に規定する 瑕疵責任 にかかる損害	1126	1	2	受注者の賠償責任	契約書第39条に規定する 契約不適合責任 にかかる損害
1128	2		再委託	契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本、及び資料の収集・単純な集計とする。	1128	2		再委託	契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型作成、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項とする。
1135	1		行政情報流出防止対策の強化	受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。	1135	1		行政情報流出防止対策の強化	受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1112条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
1136	1		滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について(「不当介入に関する通報制度」の徹底について)	請負者(請負人または受注者)は、暴力団員等(暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。)による不当介入(不当な要求または業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。	1136	1		滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について(「不当介入に関する通報制度」の徹底について)	受注者は、暴力団員等(暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。)による不当介入(不当な要求または業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
	2			請負者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、請負者は、以上のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。		2			受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。
	3			請負者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。		3			受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
1137				新規追加	1137			保険加入の義務	受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

新旧対照表(現場技術業務委託共通仕様書)

条	項	号	見出し	現行条文	条	項	号	見出し	新条文
1007			適切な技術者の配置	受注者は、以下に示す事項について監督職員へ報告すること。 (1) 技術者経歴・職歴 (2) 資本・人事面において関係があると認められると考えられる企業(建設業許可業者、製造業者等)の名称及び受注者とその企業との関係に関する事項。	1007			適切な技術者の配置	監督職員は必要に応じて、次に示す事項について報告を求めることができる。 (1) 技術者経歴・職歴 (2) 受注者との雇用形態 (3) 資本・人事面において関係があると認められると考えられる企業(建設業許可業者、製造業者等)の名称及び受注者とその企業との関係に関する事項。
1008	3		提出書類	受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、書面により監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等、年末年始の閉庁日(以下、閉庁日という)を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。 なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。	1008	3		提出書類	受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日(以下、閉庁日という)を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。(担当技術者の登録は3名までとする)。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。 なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。
1016			再委託	受注者は、契約書第5条ただし書きの規定により承諾を得て業務を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。	1016			再委託	1 受注者は、次に掲げるものを再委託することはできない。 (1) 業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等 2 受注者は、契約書第5条ただし書きの規定により承諾を得て業務を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
1029	1		行政情報流出防止対策の強化	受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。	1029	1		行政情報流出防止対策の強化	受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1112条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
1031			新規追加		1031			保険加入の義務	受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。